

納税者の怒りと公的扶助の最適水準

栗田, 健一
九州大学大学院経済学府

<https://doi.org/10.15017/1901720>

出版情報：経済論究. 159, pp.1-7, 2017-11-27. Kyushu Daigaku Daigakuin Keizaigakukai
バージョン：
権利関係：

納税者の怒りと公的扶助の最適水準

Optimal level of welfare benefit and tax-payer resentment stigma

栗 田 健 一[†]
Kenichi Kurita

要旨

公的扶助制度において納税者が受給者に対する利他性と反感を持つときの社会的スティグマについて分析を行った。特に、生活保護と最低賃金との関連性について焦点を当てた。結果として、給付水準上昇のスティグマ上昇効果が十分に小さいとき、最低賃金が上昇すると社会的に最適な給付水準が低下することが明らかになった。

キーワード：公的扶助，生活保護，スティグマ，財政，税制，社会保障，利他性，最低賃金

1. はじめに

日本においても貧困について直視せざるを得ない状況となりつつある。OECDの調査によれば、OECD加盟国中データがある国内29ヵ国中日本は、コスタリカ、メキシコ、イスラエル、トルコに次いで5番目に貧困率が高い（OECD [2017]）。[†]

このように貧困問題が深刻さを増す中で重要な制度の一つが生活保護制度である。生活保護は最後のセーフティーネットとしての役割を担っている。生活保護制度について経済学的に注目されるのは、労働のインセンティブとの関係であることが多い。確かに、余暇や労働の不効用は人間の意思決定を考える上で重要である。しかし、生活保護について考えるとき、より心理的な要因も重要であると考えられる。なぜならば、生活保護受給者に対して確固たる偏見が存在しており、実際の受給者や受給を考えている貧困層もそれを意識している可能性が十分にあると考えられるからである。このような何らかの行動や属性に対する負の烙印のことをスティグマと呼ぶ。スティグマは、受給者全てに心理的に負担を強いるが、さらに潜在的受給者の意思決定に影響を与える。この潜在的受給者の意思決定への影響として、2種類の問題が考えられる。一方は、漏給である。これは、就労意欲があったとしても就労することができない世帯、母子家庭で時間制約が厳しい世帯のような受給する資格がある世帯が自発的に受給申請をしないという問題である。もう一方は、不正受給の問題である。本稿は、不正受給が存在する中でスティグマについて分析を行っている。

[†] 九州大学大学院経済学府

[†] 日本の貧困に関する研究は、橘木・浦川（2007）で詳しく分析されている。生活保護制度についての経済学的な研究は、阿部彩他（2008）によくまとめられている。

生活保護のスティグマについての代表的な研究にBesley and Coate (1992) がある。Besley and Coate [1992] は、富裕層と貧困層の二つの階級に分け、さらに貧困層には労働が不可能なタイプ、労働が可能なタイプの2種類がいる状況を分析している。特に、スティグマの水準を内生的に決定されるモデルを構築している。彼らは、統計的差別モデルと納税者の怒りモデルという2種類のスティグマをそれぞれ提示して、フォーマルに分析している。

本研究は、納税者の怒りモデルを用いて生活保護受給に伴うスティグマと潜在的受給者の意思決定との関係を分析する。このような設定の下で、本研究では、潜在的受給者の受給・就労選択と社会的に形成されるスティグマとの間の同時決定メカニズムを考察する。特に、最適な給付水準についてある程度明確に議論することに貢献していると考えられる。

結果として、不正受給の有無に関わらず、給付水準の上昇は、捕捉率を減少させる可能性があることが明らかになった。これは、他の先進諸国と比較して給付水準が高く捕捉率が低い日本の現状を一定程度説明しているものと考えられる。

結果として、給付水準上昇のスティグマ上昇効果が十分に小さいとき、最低賃金が上昇すると社会的に最適な給付水準が減少することを明らかにした。

2. モデル

本研究の基本設定は、Besley and Coate (1992) に従っている。

総人口が1に基準化された経済を考える。この経済は、貧困層と富裕層の2種類の社会階層に分断されており、貧困層の割合を $\beta \in (0, 1)$ とする。さらに貧困層はNeedyタイプとNon-needyタイプの2種類に分かれる。Needyタイプは労働することが不可能であり、貧困層の中での割合を γ とおく。一方、Non-needyタイプは労働可能であり、労働した場合に得る賃金を ω とする。一方、富裕層は一定の所得 y を得ているとする。

富裕層は、自身の消費水準のみでなく、Needyタイプの消費水準 C_n から効用を得ると仮定する。これは、働く意思があったとしても就労不可能なNeedyタイプの貧困層に富裕層が同情すると考えることができる。富裕層は以下のような効用を持つ、

$$u(c) - \mu\beta\gamma P(C_n). \quad (1)$$

ここで $u(\cdot)$ は、富裕層の消費の補助効用関数であり、 $u(\cdot)' > 0$, $u(\cdot)'' \leq 0$ を仮定する。 $P(\cdot)$ は、富裕層にとっての貧困指標であり、 $P(\cdot)' < 0$, $P(\cdot)'' \leq 0$ を仮定する。 $\mu \in M = [0, 1]$ は利他性のパラメータであり、個人間で異なっており、一様に分布していると仮定する。

公的扶助制度は政府が運営しており、就労していない全ての貧困層に対して $b \in (0, \omega)$ を給付する。つまり、政府は貧困層の就労状況は正確に分かるが、就労することが不可能なのか、自発的に就労していないのかは観察できないと仮定している。公的扶助の費用は、富裕層に対する人頭税 t によって賄われる。総受給者数を m とすると、人頭税は $t = mb/(1-\beta)$ となる。よって、富裕層の可処分所得 c は、 $y - mb/(1-\beta)$ となる。

貧困層が公的扶助を受給することを選択した場合、タイプに関わらず、以下の効用を得る

$$v(b) - s. \quad (2)$$

ここで、 $v(\cdot)$ は、貧困層の消費の補助効用関数であり、 $v(\cdot)' > 0$ 、 $v(\cdot)'' \leq 0$ を仮定する。 s はスティグマコストを示している。

貧困層が就労することを選択した場合、労働を 1 単位供給し、以下の効用を得る、

$$v(\omega) - \theta. \quad (3)$$

θ は労働による不効用の大きさを示すパラメータであり、貧困層間で異なっており、区間 $[0, 1]$ で一様に分布していると仮定する。また $\omega > 1 > b > 0$ を仮定する。

Needyタイプは労働不可能であるため、常に受給を選択する。一方、Non-needyタイプについては、就労して受給しないか、あるいは受給して就労しないかのどちらか一方を選択できる。ここで、閾値 $\hat{\theta}$ を以下のように定義する、

$$v(\omega) - \hat{\theta} = v(b) - s \quad (4)$$

つまり、 $\hat{\theta}$ を持つ個人においては労働と受給が無差別となっている。 $\theta > \hat{\theta}$ であるNon-needyたちは受給を選択し、 $\theta < \hat{\theta}$ であるNon-needyたちは労働を選択する。したがって、総受給者数は以下のようになる、

$$m = \beta \{ \gamma + (1 - \gamma)(1 - \hat{\theta}) \} \quad (5)$$

受給者は二つのグループに分けられる。一方は、Needyタイプ全員によって構成される「正規受給者 (deserving recipients)」であり、もう一方は、 $\hat{\theta}$ より大きい θ を持つNon-needyタイプの個人から構成される「不正受給者 (undeserving recipients)」である。

3. 納税者の怒りと社会的スティグマ

Besley and Coate (1992) は、統計的差別モデルと増税者の怒りモデルの 2 種類のスティグマを定式化している。本研究は、納税者の怒りモデルのスティグマに焦点を当てる。このスティグマを直観的に言えば、各富裕層は、実際の給付水準と自分にとって最適な給付水準との差に対して憤慨しており、この憤慨の総和（または平均）をスティグマと定義している。

富裕層に属する個人 i にとって最適な給付水準を $b_i^*(\mu_i, s)$ で示す、

$$b_i^*(\mu_i, s) = \operatorname{argmax} \left[u \left(y - \frac{mb}{1-\beta} \right) - \mu_i \beta \gamma P(C_n) \right]. \quad (6)$$

最大化の一階条件より、以下を得る、

$$- \mu_i \beta \gamma P(\cdot)' = \frac{u(\cdot)' \left(m + b_i^* \frac{\partial m}{\partial b} \right)}{1 - \beta} \quad (7)$$

左辺は b が上昇することの限界便益を、右辺は b が上昇によって自身の可処分所得が減少することの限界効用のロスをそれぞれ意味している。

ここで、以下を満たすような $\hat{\mu}$ を考える、

$$b^*(\hat{\mu}, s) = b. \quad (8)$$

$\hat{\mu}$ を持つ個人にとっては、自身にとって最適な給付水準が実際的水準と等しくなっている。ここで明

らかに $\bar{\mu}$ より小さい μ を持つ富裕層にとって、現行の給付水準は個人的最適水準より高くなることが分かる。「納税者の怒りによるスティグマ」は、以下のように定式化される、

$$s = (1 - \beta) \int_0^{\bar{\mu}} r_i dG(\mu). \tag{9}$$

$$r_i = h(b - b_i^*(\mu_i, s)). \tag{10}$$

ここで r_i は個人レベルでの怒りに相当しており、 $h(\cdot)$ は連続的で、 $h(\cdot)' > 0$ 、 $h(\cdot)'' > 0$ を仮定する。

よって、均衡 s^* は、以下のような不動点に相当する、

$$s^* = (1 - \beta) \int_0^{\bar{\mu}} h(b - b_i^*(\mu_i, s^*)) dG(\mu). \tag{11}$$

明らかに、スティグマの均衡水準は一意に定まる。

命題 1 . 均衡の存在と一意性

納税者の怒りによるスティグマモデルにおいて、均衡が一意に存在する。

【証明】

存在

(9)式の右辺を $H(s)$ とおき、関数 $G(s)$ を以下のように定義する、

$$G(s) = H(s) - s.$$

明らかに

$$\lim_{s \rightarrow 0} G(s) > 0, \quad \lim_{s \rightarrow \infty} G(s) < 0,$$

であることが分かる。したがって、中間値の定理より、区間 $(0, \infty)$ 内に少なくとも一つの不動点が存在する。

一意性

$$\frac{\partial r_i}{\partial s} = -h(\cdot)' \frac{\partial r_i}{\partial s} = -\frac{\frac{\partial m}{\partial s}}{\frac{\partial m}{\partial b}} = \frac{1}{v'(b_i)} > 0. \tag{12}$$

より、(9)式の右辺は s に関して、単調減少であることが分かる。したがって不動点 s^* は一意に定まる。 ■

図 1 中の曲線 $s(s)$ と 45 度線の交点は均衡点の例を示している。

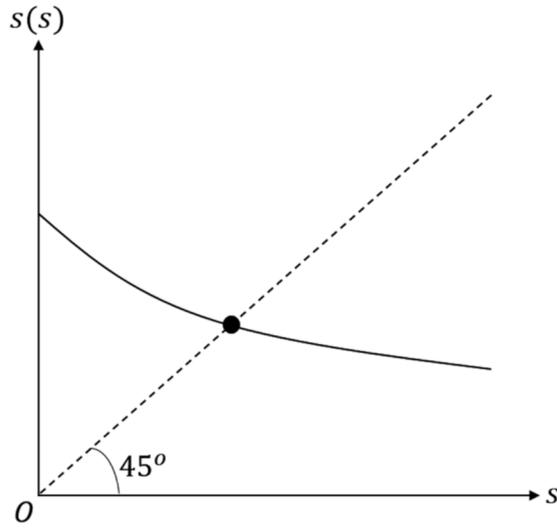


図1．均衡の例

命題2．比較静学

$$\frac{ds^*}{db} > 0,$$

$$\frac{ds^*}{dy} < 0,$$

$$\frac{ds^*}{d\beta} \cong 0,$$

$$\frac{ds^*}{d\omega} < 0,$$

$$\frac{ds^*}{db} \cong 0.$$

4．最適な給付水準

社会厚生関数 SW は以下のように富裕層と貧困層の効用の加重平均で与えられる（ただし，富裕層の効用を U ，貧困層の効用を V とおいている），

$$\begin{aligned} SW &= (1-\beta)E[U] + \beta E[V] \\ &= (1-\beta) \left[u(c) - \frac{1}{2} \beta \gamma P(b) \right] + m^*(v(b) - s^*) + \beta(1-\gamma) \hat{\theta}^* \left(v(\omega) - \frac{\hat{\theta}^*}{2} \right). \end{aligned} \quad (13)$$

SW を b で偏微分すると，

$$\frac{\partial SW}{\partial b}$$

$$\begin{aligned}
 &= (1-\beta) \left[-u(\cdot)' \left(m + b^* \frac{\partial m}{\partial b} \right) - \frac{1}{2} \beta \gamma P(\cdot)' \right] \\
 &\quad + \left[m^* \left(v(b)' - \frac{\partial s^*}{\partial b} \right) + \frac{\partial m^*}{\partial b} (v(b) - s^*) + \beta(1-\gamma) v(b)' (\hat{\theta}^{*2} - v(\omega)) \right] \\
 &= (1-\beta) \underbrace{\left(-\frac{1}{2} \beta \gamma P(\cdot)' \right) + m^* v(b)' + \frac{\partial m^*}{\partial b} v(b) + \beta(1-\gamma) v(b)' \hat{\theta}^{*2}}_{SMB} \\
 &\quad - \underbrace{\left[(1-\beta) \left\{ u(\cdot)' \left(m + b \frac{\partial m}{\partial b} \right) \right\} + m^* \frac{\partial s^*}{\partial b} + \frac{\partial m^*}{\partial b} s^* + \beta(1-\gamma) v(b)' v(\omega) \right]}_{SMC} \tag{14}
 \end{aligned}$$

ここで、(14)式の第1～4項は給付水準が上昇することの社会的限界便益を第5項は社会的限界費用をそれぞれ示している。社会的限界便益は、Needyタイプの消費水準が改善されることによる富裕層の限界効用、受給者の消費水準上昇による限界効用、受給者増加による効果、労働の不効用から解放される貧困層増加の効果から構成されている。一方、社会的限界費用は、増税による富裕層の可処分所得減少の効果、スティグマ上昇効果、スティグマを受ける者が増加する効果、不正受給者増加による労働の過小供給の効果から構成されている。注意すべき点は、社会的限界費用は、富裕層の負担増や労働の過小供給だけでなく、受給者についてもスティグマを通して生じるコストも含んでいる点である。

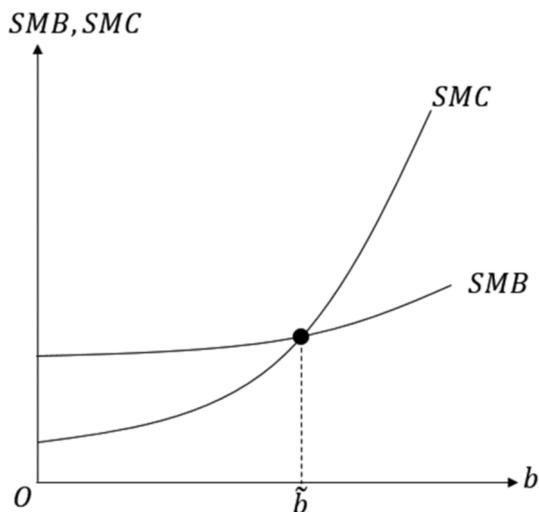


図2. 最適給付水準

ここで議論を明確にするために、以下の仮定を設ける、

$$v(\cdot)' = \delta > 0 \tag{15}$$

$$u(\cdot)' = \varepsilon > 0 \tag{16}$$

$$P(\cdot)' = -p < 0 \quad (17)$$

この仮定の下で、SW の b に関する 2 階の偏微分は、

$$\frac{\partial^2 SW}{\partial b^2} = \beta(1-\gamma)\delta \left[\delta(1-\omega) - (1-\beta)\varepsilon - 2\frac{\partial s^*}{\partial b} - \frac{\partial^2 s^*}{\partial b^2} \right] \quad (18)$$

明らかに(18)は負である。図 2 は社会的に最適な給付水準の例を示している。社会的限界便益は右上がりであるが、傾きが社会的限界費用より小さい。

それでは、Non-needyタイプの賃金 ω の上昇は、最適給付水準 \tilde{b} にどのような変化をもたらすのであろうか。(14)式より、 ω の上昇は、SMB曲線、SMC曲線の両方を下方にシフトさせる。したがって、賃金 ω の上昇は、最適給付水準 \tilde{b} を上昇も減少もさせ得る。この経済学的含意について説明する。まず、最低賃金の上昇によって、受給者は減少し、SMB曲線は下方にシフトする。同時に、受給者の減少によって、納税者の負担は軽くなり、スティグマを受ける者も減少し、スティグマ自体も減少し、SMC曲線も下方にシフトする。しかし、スティグマ減少の効果によって、受給者が増加する効果も生じる。

命題 3 . 最適給付水準 \tilde{b} と Non-needyタイプの賃金 ω の関係

$$\begin{aligned} \frac{\partial \tilde{b}}{\partial \omega} &\geq 0 \quad \text{if} \quad \frac{ds^*}{db} \geq \varepsilon(2 + \beta\gamma), \\ \frac{\partial \tilde{b}}{\partial \omega} &< 0 \quad \text{otherwise.} \end{aligned}$$

つまり給付水準上昇のスティグマ上昇効果が十分に小さいとき、最低賃金が増加すると最適な給付水準が減少することを意味している。これは、最低賃金を上昇させることで、国家の財政負担を軽減させることができ得ることを意味している。

5 . むすび

公的扶助制度において納税者が受給者に対する利他性と反感を持つときの社会的スティグマについて分析を行った。特に、生活保護と最低賃金との関連性について焦点を当てた。結果として、給付水準上昇のスティグマ上昇効果が十分に小さいとき、最低賃金が増加すると社会的に最適な給付水準が低下することが明らかになった。

参 考 文 献

- Besley, T., & Coate, S. (1992), Understanding welfare stigma: Taxpayer resentment and statistical discrimination. *Journal of Public Economics*, 48, 165-183.
- OECD (2017), Poverty rate (indicator). doi: 10.1787/0fe1315d-en (Accessed on 14 September 2017).
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2007) 『日本の貧困研究』東京大学出版会。
- 阿部彩他 (2008) 『生活保護の経済分析』東京大学出版会。